

避難者訴訟 第17回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟：第17回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第17回口頭弁論：6月15日（水）10：00から

同時開催：第17回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣において）

2016年6月15日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 笹山尚人（ささやまなおと） 080-1343-2615

第1 訴訟そのものの概要

1 当事者

原告 早川篤雄 外38名（第1次提訴分）＋國分富夫 外177名（第2次提訴分）＋菅野清一 外136名（第3次提訴分）＋渡辺茂男 外118名（第4次提訴分）＋110名（第5次提訴分） 合計586名
被告 東京電力株式会社

(1) 当事者

原告： ・ 189世帯（17世帯＋64世帯＋35世帯＋35世帯＋38世帯）
・ 年齢層：0歳から92歳まで
・ いずれも、福島原発事故当時、避難区域である双葉町、楡葉町、広野町、南相馬市、川俣町（山木屋地区）などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。

原告代理人：弁護士 小野寺利孝、同 広田次男、同鈴木堯博、同 米倉勉ほか
福島原発被害弁護団

被告：東京電力株式会社

(2) 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金278億2091万3632円の賠償金の支払いをせよ。

※ 原告の多くは、東京電力に対する直接請求・集団交渉等を通じて、合意に至らなかった部分を請求している。

※ 賠償請求の内容については後述。

2 請求内容

(1) 基本的な考え方 [生活再建, 再出発に必要な賠償を!]

一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ, 人間同士の関係性を断ち切られて孤立し, 従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ, 今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと, すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり, 加害者と被害者は非互換的で, 加害行為には利潤性がある。

そのうえで, 広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも, 本件事故による被侵害法益は, 人格発達権や平穏生活権であり, これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく, このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。

→生活再建, 再出発を行なうために必要な賠償, 原状回復が図られるべきである。

ただし, 本件は, 訴訟提起以来, 時間が経過し, 被害者の救済は待たなしの状況である。一刻も早い被害者の権利の実現のため, 請求項目は, 最終的に, 自宅不動産, 家財, 慰謝料に絞っている。

(2) 損害賠償請求の項目

① 財物賠償

警戒区域及び計画的避難区域として指定された地域, またそれに準じる地域については政府による区域の変更, 立ち入り制限の程度に拘わらず, 向こう5年間以上の間は生活基盤としての価値を全面的に喪失した。→時価ではなく, 再取得価格の請求。

[土地]

500 m²未満の場合, 避難前の宅地面積×福島県都市部の平均宅地単価 (3万8000円) または, 1368万8000円 (フラット35) のうち, いずれか大きい方。

500 m²以上の場合, 500 m²×福島県都市部の平均宅地単価 (3万8000円) + (従前の宅地面積 - 500 m²) × (1 m²当たりの固定資産税評価額×1.43) の式によって得られる額

[建物]

フラット35 (2238万円) + (従前の床面積 - 115.3 m²) × 平成23年度の平均新築単価 (15万8800円) の式によって得られる額。

[家財]

損害保険の内容を参考に, 家族構成ごとによって算定される賠償額。

② 避難に伴う慰謝料

避難生活が終了するまで, 一人につき月額50万円を請求する。

③ ふるさとを喪失したことに対する慰謝料

かつての自宅, また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する慰謝料として, 一人につき, 金2000万円を請求する。

第2 第17回口頭弁論の概要

1 訴訟の流れと第17回口頭弁論

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階：証人尋問などの立証。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

第17回口頭弁論は、この第2段階の7回目になります。

第1回口頭弁論では、原告、被告双方が、その言い分を、「訴状」（原告側）と、「答弁書」（被告側）という書面に始まり、お互いの言い分を記した書面を提出し合って応酬しあいました。

第2回口頭弁論以降、原告側から反論となる書面（準備書面）を提出し、被告東電も反論を提出してきました。

2015年6月の第11回口頭弁論以降、第2段階に入り、現在、第2次訴訟原告までの原告本人尋問を実施することになりました。これまで6回の機会で、合計18名の原告の貴重な話をうかがってきました。

また、前回第16回口頭弁論は、裁判官が交替したので、「更新弁論」というこれまでのまとめの弁論も行いました。

2 第17回口頭弁論全体の流れ

今回は、4名の原告の尋問を予定しています。

尋問の前後に、第2陣訴訟に関する意見陳述と、進行協議期日を行います。

第2陣訴訟に関する意見陳述は、第2陣訴訟（第3次提訴以降の原告団）を早急に第1陣と分離し、第1陣とは別に審理を行い、とくに山木屋における現地検証を行うことを求める弁論を代理人が陳述します。

進行協議は、7月22日に予定している現地検証の具体的な計画、8月以降の尋問を裁判官1名のグループと裁判官2名のグループで分けて並行して一挙に10名という規模で行う予定をたてているのでその計画の詰めについて議論する場です。これは、原告団は代表のみ参加をお願いしています。

したがって、この日の進行の予定は次のとおりです。

10時開廷 第2陣訴訟意見陳述（鳥海弁護士）
10時10分ころ 尋問 菅野美智子（浪江町。担当深井弁護士）
11時30分ころ 尋問 岩間尊弥（檜葉町。担当田邊弁護士）主尋問のみ
12時15分ころ 尋問終了
13時15分 尋問再開 岩間尊弥（檜葉町。担当田邊弁護士）反対尋問
13時30分 尋問 渡邊克巳（富岡町。担当広田弁護士）
14時50分ころ 休憩
15時 尋問再開 稲川ひろみ（広野町。担当高橋力弁護士）
16時25分ころ 尋問終了 法廷は解散 進行協議関係者は進行協議へ
16時30分 進行協議
17時 進行協議終了で、全体終了

3 第18回法廷

2016年8月24日（水）午前10時開始を予定しています。

引き続き原告本人尋問を行う予定ですが、このときは2つの法廷で合計10名の尋問を行う予定です。

以 上